

立命館孔子学院「国際中文教師奨学金（留学プログラム）」応募に関する承諾書

立命館孔子学院長 様

私は、2025年度立命館孔子学院実施の「国際中文教師奨学金（留学プログラム）」（以下「プログラム」という。）に応募するにあたり、プログラムの募集要項に記載の事項および次の各事項を承諾し、誠実に履行します。なお、承諾内容に反する事態を生じさせ、奨学生として相応しくない行動を取った場合は、プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

1. プログラム参加手続の履行

- (1) 必要な書類を指定の期日までに提出すること。
- (2) 留学に係る出発から帰国までの期間は海外旅行保険に加入すること。また、留学先大学から別途で現地医療保険等に加入することを指定された場合は、留学先大学が指定する保険等に加入すること。
- (3) プログラムの参加を辞退する場合、速やかに立命館孔子学院まで連絡すること。
- (4) 健康診断を定期的に受けること。医師による診断に基づき、プログラムへの参加が困難であると立命館孔子学院が判断した場合、プログラム参加を辞退すること。
- (5) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について、応募出願書に明記すること。

2. プログラムに関する諸条件

- (1) プログラム推薦者として選抜されることは、中国教育部中外語言交流合作中心からの奨学金授与、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (2) 外務省の危険情報にもとづき、留学先国または地域に対して危険レベル2以上が発令された場合、立命館孔子学院は留学者の生命・身体の安全を最優先し、原則、留学の中止を判断する。留学中止が判断された時点ですでに留学を開始している者は、立命館孔子学院の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国すること。また、危険情報の発令がレベル1、または発令がされていない場合でも、留学者の安全確保または学習の継続が保証できないと立命館孔子学院が判断した場合は、留学の中止および早期の帰国を命ずることがあること。
- (3) プログラム参加中、緊急に医療手当てまたは手術の必要が生じた場合、留学者本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館孔子学院または留学先大学の担当者の判断によって処置されることがあること。
- (4) 医師による診断にもとづき、プログラムの継続が困難であると立命館孔子学院が判断した場合、立命館孔子学院の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (5) プログラムが定める教育上の目的が達成できず、プログラム参加の継続が困難であると立命館孔子学院が判断した場合、立命館孔子学院の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (6) 帰国措置を受けたとき、または自己都合によりプログラムを中止したとき、帰国費用等は留学者本人または父母等が負担すること。
- (7) プログラム参加にあたり、国際中文教師奨学金の規程にもとづき、プログラム参加を中止する等の理由により、奨学金の全部または一部の返還を求められることがあること。
- (8) 留学先大学の寮では、相部屋が基本となること。
- (9) プログラム参加にあたり、航空券・ビザ申請・保険加入等の諸手続、手配等を自身で行わなければならぬいため、事前に諸手続、手配等について十分確認し、必ず自身の責任において遅滞なく行うこと。

3. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館孔子学院に届け出た個人情報について、立命館孔子学院が、中国教育部中外語言交流合作中心、留学先大学、関係省庁および在外公館に提供し、プログラム運営や緊急時の対応のために利用することに同意すること。
- (2) 立命館孔子学院が、プログラム運営のために、留学先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることに同意すること。
- (3) 留学中に提出した、毎月の留学報告書（写真を含む）を立命館孔子学院のHPに掲載することに同意すること。

4. プログラム参加の責任

- (1) プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に留学者本人の責任において対処すること。
- (2) 留学者本人が被った人的・物的損害または自己が留学先大学もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①～⑧のいずれかにあたる場合、留学者本人または父母等の責任において対処し、立命館孔子学院に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
 - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - ② 立命館孔子学院が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害
 - ③ 法令または公序良俗に反する留学者本人の行為により生じた損害
 - ④ 留学者本人の故意または過失により生じた損害
 - ⑤ プログラムの趣旨・目的から逸脱した留学者本人の行為により生じた損害
 - ⑥ 留学者本人の個人的問題から生じた損害
 - ⑦ 留学者本人が行った滞在先、航空券等の諸手続、手配等により生じた損害
 - ⑧ ② (2) の派遣の中止により生じた損害

5. 規律事項

- (1) プログラムの目的と趣旨を理解し、学習および研究に専念すること。
- (2) プログラム期間中は、日本の法令および立命館孔子学院の諸規則、留学先大学が所在する国（地域）の法令および留学先大学の諸規則を遵守すること。
- (3) 立命館孔子学院および留学先大学の教職員の指示に従うこと。
- (4) 麻薬、向精神薬等日本の法律または留学先大学が所在する国（地域）の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (5) プログラム参加中に、自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (6) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等危険な行為を行わないこと。
- (7) 健康管理は自らの責任で行い、常備薬や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (8) プログラム参加中に、旅行または外泊する場合は、指定の期日までに所定様式の計画書を立命館孔子学院および留学先大学に提出し、承認を得ること。計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (9) プログラム参加中は、立命館孔子学院が指定する報告を遅滞なく行うこと。
- (10) 留学先大学の寮規程もしくは入居した寮の規則に従い、生活すること。
- (11) 留学先大学の授業の録画や写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (12) 留学先国および地域で危機が発生し立命館孔子学院が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

上記すべての承諾事項を確認のうえ、遵守します。

20 年 月 日 氏名： 印

所属先（大学名または会社名）：

（学生の場合：学部／研究科： 回生： 学生証番号： ）

20 年 月 日 父母等自署： 印

（父母等直筆のこと。印影は応募者とは別のものを使用してください。）

父母等緊急時連絡先：〒

電話番号： 応募者本人との続柄：